

平成31年度4月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 平成31年4月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美
10番 野村 與志次 11番 石井 進 12番 田中 唯喜
13番 本橋 与志喜 14番 新井 祥穂 15番 小林 澄子
16番 福原 浩昭

欠席委員 17番 町田 健

農業委員会事務局の進行により開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

議席番号17番 町田 健委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号2番 二上 英一委員、3番 内野喜昭委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野南三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は985平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりで

す。用途は駐車場及びリサイクル用品の資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、資材置場、駐車場を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番については許可相当としてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番については許可相当とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字新郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は490平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番については許可相当としてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番については許可相当とします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議 長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字辨天です。現況地目は畑で、面積は3,045平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は平成31年5月1日から平成36年4月30日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字月見原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,110平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は平成31年5月1日から平成36年4月30日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字八雲ヶ原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,861平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は平成31年5月1日から平成34年4月30日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北中4丁目です。現況地目は畑で、面積は5,376平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は平成31年5月1日から平成36年4月30日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の1筆と字雪見原の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて6,000平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は平成31年5月1日から平成34年4月30日までの3年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島3丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて8,438平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は平成31年5月1日から平成36年4月30日までの5年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字広ヶ谷戸の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて2,546平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は平成31年5月1日から平成36年4月30日までの5年間です。

以上の7件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番については決定としてよろしいで

しょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番については決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

委員： 受人の法人の概要について伺います。

事務局： 事務局から御説明いたします。資本金は500万円、設立年月日は平成2
9年4月28日です。昨年も別の場所で利用権設定を行っている法人で、耕
作面積は初年度に5反、目標は3丁としています。作付けは露地栽培のネギ
を予定しています。

議長： 他に意見はありますか。他に意見がなければ、申請番号2番については決
定としてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号2番については決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番については決定としてよろしいで
しょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号3番については決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号4番については決定としてよろしいで
しょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号4番については決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号5番については決定としてよろしいで
しょうか。

委員： 異議なし。

- 議長： 申請番号5番については決定とします。
申請番号6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号6番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号6番については決定としてよろしいでしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： 申請番号6番については決定とします。
申請番号7番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号7番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号7番については決定としてよろしいでしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： 申請番号7番については決定とします。

4 報告事項について

- 議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。
- 事務局： 報告事項について御報告いたします。
「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、1件の届出がありました。
「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。
「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、15件の届出がありました。
「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。
「報告事項5 納税猶予に関する適格者証明について」は、1件の証明をしました。
以上です。

- 議長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。